

改憲手続き法案の採決強行に強く抗議し、

憲法九条を守る決議

昨日の衆議院本会議で自民・公明両党は、日本国憲法の改正手続に関する法律案（以下法案）の採決を強行しました。国の最高法規である憲法の改正にかかわる重要な法案の審議は、広く国民に知らせ、理解を求めながら慎重に進めなければなりません。中央地方の公聴会においては法案そのものに対する疑問も多数出ており、慎重審議を求める意見が多数出されています。また、NHKの世論調査では「今の国会で成立させるべきだ」との意見は一部にも達していません。それにもかかわらず、十分な審議のまま採決を強行したことは、憲法を粗末に扱うものであり、許されません。

私たちは本日、「改憲手続き法案とその狙い」の学習会を開催し、この法案が、安倍首相が公言している九条改憲のスケジュールのっとり、その内容も最低投票率の規定がなく、公務員や教育者などの意見表明の制限、発議から投票までの期間の短さなど重大な問題があることを学びました。しかも、この法案は九条改憲の条件づくりといえる狙いを持っていることを知り、廃棄しないと強く感じました。

自民・公明両党の法案の採決強行と暴走に強く抗議し、参議院での法案の廃案を要求します。あわせて、私たちは、日本と世界の平和の宝である憲法九条を守り抜く決意を表明します。

右決議します。

二〇〇七年四月十四日

憲法九条で平和を守る あきる野9条の会 学習会